



平成 23 年 7 月 1 日  
千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部監督課

監督課長 佐保 隆

主任地方労働基準監察監督官 但馬明雄

電話 043 - 221 - 2304

## 平成 22 年度 労働基準監督署による監督指導結果等の概要

### 1 監督結果の概要（第 1 表参照）

(1) 監督とは、労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令に基づき、労働基準監督官が事業場への立入調査等の手法により行う行政指導で、年度ごとに重点業種等を定めて計画的に実施する定期監督、労災事故を契機として実施する災害時監督、労働者からの申告（後記 3 参照）を契機として実施する申告監督等があります。

(2) 千葉県内の労働基準監督署（8 署）が、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間に、県下の 3,268 事業場に定期監督等を実施した結果、その 72.0%（2,354 事業場）に何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

(3) 業種別の違反率を見ると、監督実施事業場数が 50 件以上の業種の中では、製造業、貨物取扱業、商業、保健衛生業、接客娯楽業及び清掃・と畜業がいずれも 80% 以上となっており、高い違反率を示しています。

また、製造業等のいわゆる工業的業種では、建設業で比較的違反率が低くなっていることから、平均の違反率は 68.9%でした。

一方、商業を中心とするいわゆる非工業的業種では、平均の違反率は 80.6%と工業的業種の違反率を上回っています。

#### (4) 主な違反内容

労働基準法関係では、労働時間、割増賃金、就業規則、労働条件の明示、賃金台帳に関する違反が多く見られました。

労働安全衛生法関係では、機械設備や作業方法等の安全基準、健康診断、墜落防止、特定の機械設備等の定期自主検査に関する違反が多く見られました。

## 2 司法事件の概要

- (1) 千葉県内の労働基準監督署が、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間に、労働基準関係法令違反の司法事件として千葉地方検察庁に送致した件数は 62 件です。
- (2) 3 年間の送検件数の内訳は、労働安全衛生法違反が 51 件（司法事件全体の 82.3 %）、労働基準法又は最低賃金法違反（以下「労働基準法等違反」という。）が 11 件（同 17.7 %）となっています。労働安全衛生法違反事件では、高所作業での墜落防止措置を講じていなかったなどの危険防止措置に係る違反が 29 件（労働安全衛生法違反事件の 56.9 %）と最も多くなっています。労働基準法等違反事件では賃金不払が 6 件（労働基準法等違反事件の 54.5 %）となっています。
- (3) 平成 22 年度の送検件数は、労働基準法等違反事件 2 件、労働安全衛生法違反事件 14 件、合計 16 件となっており、平成 21 年度と比較した場合、10 件減少となっています。

## 3 申告処理の概要

- (1) 「申告」とは、労働者が事業場の労働基準関係法令違反の事実を労働基準監督署に申し立てることで、労働基準法第 104 条等にこの権利が定められています。なお、使用者が、申告を行ったことを理由として、解雇等の不利益な取扱いをすることは禁止されています。
- (2) 平成 22 年度に千葉県下の各労働基準監督署が受理した申告件数は 1,263 件で、主な申告の内容は、賃金不払が 1008 件、解雇が 239 件となっています。平成 21 年度に比べて賃金不払は 176 件減少し、解雇は平成 21 年度と同数となっており、全数では平成 21 年度に比べて 200 件減少しています。

第1表 定期監督等結果の概要（平成22年度）

業 種	定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同違反率（％）
製造業	1,000	807	80.7
鉱業	3	3	100.0
建設業	1,106	617	55.8
運輸交通業	221	169	76.5
貨物取扱業	68	57	83.8
工業的業種計	2,398	1,653	68.9
農林業	43	29	67.4
畜産・水産業	16	10	62.5
商業	228	191	83.8
金融広告業	15	10	66.7
映画・演劇業	0	0	0.0
通信業	3	3	100.0
教育研究業	25	20	80.0
保健衛生業	222	190	85.6
接客娯楽業	109	89	81.7
清掃・と畜業	88	71	80.7
官公署	2	0	0.0
その他の事業	119	88	73.9
非工業的業種計	870	701	80.6
合 計	3,268	2,354	72.0

第2表 司法事件の推移（平成20年度から同22年度）

法	違反条文	20年度	21年度	22年度	合計
労働基準法	労働条件の明示（第15条）	1	1		2
	賃金不払（第24条）		4	2	6
	労働時間（第32条）	1	1		2
	割増賃金（第37条）		1		1
	小 計	2	7	2	11
労働安全衛生法	作業主任者（第14条）	1	2		3
	危険防止措置（第20.21条）	9	11	9	29
	特定元方事業者の措置（第30条）		1	2	3
	製造許可（第37条）	1	1		2
	定期自主検査（第45条）			1	1
	就業制限（第61条）	3	2	2	7
	使用停止命令等違反（第98条）		1		1
	労働者死傷病報告（第100条）	4	1		5
小 計	18	19	14	51	
合 計	20	26	16	62	

賃金不払は、平成20年7月以降は、最低賃金法違反で送検しているが、当該送検件数も上記表の賃金不払の件数に含めている。

第3表 申告受理件数の推移（平成21年度・同22年度）

申告事項	21年度	22年度
解 雇	239	239
賃金不払	1,184	1,008
その他	40	16
合 計	1,463	1,263